

第一部科学と社会のあり方を再構築する分科会 第三回 議事要旨

日時：2018年7月13日（金） 15時—17時10分

会場：日本学術会議 6-A（1）会議室

出席者：小林、佐藤、本田、今田（高）、後藤、島菌、杉田、山川、今田（正）、藤垣

議 題

（１）報告「東日本大震災・原発災害と日本学術会議諸提言－原発集団 訴訟を手掛かりに」（山川委員）および討論

（２）危機対応科学情報発信組織準備委員会の審議状況についての経過報告（杉田委員長）および討論

議 事

前回議事要旨を確認し、問題なく承認した。

（１）山川委員報告および討論

山川委員から、スライドおよび配布資料を元に以下のような報告があった。

これまで日本学術会議において、6年間、震災・原子力産業問題についても審議に参加してきた。その自分の活動の意味についてもこの機会に振り返ってみたい。現在、原発被害者からの集団訴訟も、20件ほどが提起され、7件ほど地裁判決が出ている段階である。そうした訴訟において、日本学術会議の提言・報告などがどう利用されたかに関心がある。資料には、アジア防災会議において報告したものの日本語版も含まれる。本日は、とりわけ前橋地裁への判決の意味をどう理解するかについて述べたい。

まず、東日本大震災、原発事故を、最近の熊本の震災と比較すると、桁が違うことがわかる。一般にこの種の災害においては、いわゆる関連死の比率が高い。原発災害については、いまだに避難指示区域があり、事故がいつ収束するか不明である。避難指示区域が広がりつつあるとしても、原点にあたるものが解決していない。

訴訟にかんしては、東京電力の責任はすべての判決で認められているが、その損害認定額はさまざまである。判決においては、「避難の合理性」と「避難の継続の合理性」が検討された。津波の予見を国および東電が怠り、平穏生活権が侵害されたということで、賠償の対象となっている。

前橋判決は、平穏生活権を守るために、避難を行い、それを継続することが、個別的な差異こそあれ、全般的に合理的であるとしている。避難指示が解除されたからといって、健康被害を考慮して避難をし続けることにも合理性があるとしている。低線量被曝の健康への影響については、科学的知見を尊重しつつも、一般人の社会通念を基礎とすべき、とした。このあたりは、人文・社会的な知識の社会への貢献とも関連している。

福島県の避難者意向調査を中心に、避難理由を見ておきたい。全体としては避難指示区域となったことを理由とするものが多いが、自主避難者に限定すると62パーセントが、避難指示区域ではないが、原発事故の影響を考慮して避難したとしている。

避難の合理性との関連で、学術会議の諸提言などを評価する。2011年9月27日にはすでに提言「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」を出し、半年後の2012年4月9日には提言「放射能対策の新たな一步を踏み出すために―一事実の科学的探索に基づく行動を一」を出して子どもの健診や疫学調査の必要性を言っている。その後、前期のまとめの時期では、日本学術会議の臨床医学委員会放射線防護・リスクマネジメント分科会の2017年9月1日付報告「子どもの放射線被ばくの影響と今後の課題―現在の科学的知見を福島で生かすために」においては、子どもの健康影響への懸念は根強いとし、リスクのトレードオフなど、社会科学的な関心との関係についても述べている。

これら一連の発信が前橋判決にもつながっている。前橋判決は、避難継続の合理性に述べるとともに、生活の根拠であるコミュニティが回復していない場合には避難を継続せざるをえない、としている。

その後、日本国憲法の生存権保障をふまえて、帰還でも移住でもなく、待機を含めた「第三の道」についても種々、検討され、提言も出された。復興構想会議の「七つの原則」には、日本国憲法への言及はなかった。私自身もかかわったが、避難者に寄り添うための、社会学的な見地からの政策的な提言もまとめられた。こうした方向で今後も整備することが必要であろう。

前橋判決は、平穏生存権として、放射能汚染のない環境、内心の静穏な感情、ふるさと創出などの諸条件を考慮要素として示した。それにもとづいて、慰謝料の算定が行われたが、心の損害をどう計算するかなど難しい問題がある。

加えて、小森田会員を中心とする「二重の地位」についての重要な提言などもあった。これまでの原発被害者特例法などの制度を再検討し、個々の事情に沿った行政サービスができるようにすべきである。

討論

杉田：山川報告では、2017年9月1日報告と2017年9月12日付の原子力利用の将来像についての検討委員会原子力発電の将来検討分科会提言「我が国の原子力発電のあり方について 東京電力福島第一原子力発電所事故から 何をくみ取るか」が比較的連続的なもののようになされていたが、この関係については問題にされており、その点については、本日、後半で取り扱う。

山川委員の認識としては、日本学術会議の提言などは、原発訴訟などに対して積極的な効果があったということか。

山川：判決には言及がないが、方向性が同じであるといえよう。

今田高：わずか2ヶ月後に緊急提言が出された経緯は。

山川：21期の最後で、緊急提言をとりあえずいくつか出した。その後、肉付けしている。国の復興会議の出したものと比較してみると、特徴がある。

今田高：それなりに学術会議はがんばったということか。

山川：そう思う。

後藤：幹事会中心で行った。22期発足時には、すでに出ていたものにどう肉付けするかという話になっていた。そのあたりについては、廣渡元会長が詳しく著書で述べている。

杉田：2011年3月25日に第一回緊急提言が出されている。東日本大震災対策委員会の名義となっている。

島菌：低線量被曝について、いくつかの発信があったが、その中で、9月1日の報告が代表的なものとされているのはなぜか。そこで、社会科学の意義が述べられているからか。

山川：特に代表的とはしておらず、いくつもあったうちのひとつとして示した。社会科学の意義の点についてはそうである。

島菌：しかし、この9月1日報告はLNTについての国際的合意を無視するなど、根拠が脆弱であり、そこでの社会科学への言及も、被害の小ささを強調する文脈でなされたものであり、問題が多い。

山川：ここでは、出されたものをかなり幅広く取り上げた。学術会議として出したものについては、評価は別にして、出した。

杉田：個別にいろいろな問題はあるとしても、全体として、学術会議はかなり緊急的に対応したというのが山川委員の意見と受け止めた。一方で、提言などが十分に参照されたかについてはかならずしも明らかではないとのことであった。今後の発信の仕方について示唆は。

山川：学術会議の提言などは、一般に、社会には知られていない。もっと具体的に、こういうメリットがある、こういう補助金が出るといった話にしないと、なかなか受け入れられない。

小林：前橋判決のロジックと学術会議の提言との間に親和性があるとされた。ほかの判決についても、同様のことが言えるのか。また、控訴は国と被害者とのどちらによるか。

山川：控訴は両方だ。他の判決についてだが、千葉判決は少し違うが、他はだいたい共通しているようだ。

小林：法律専門家に聞きたいが、訴訟の過程では、専門家証人などを招いたのか。

佐藤：書類を見ていないのでわからない。

小林：科学と社会委員会で、さまざまな提言について、SDGsとの関係で整理した。その際に出てきたのは、学術会議の提言・報告が、結局、それぞれの分野が自分たちの存在意義を言い、もっと資金を出せという形になっているということだ。情報を必要とする方々に伝わるような形になっていないのではないか。誰をステークホルダーとするのか、明示するような形に変えることが必要だ。

島菌：たとえば低線量被曝については、放射線の健康影響についての専門家集団と、それ以外との間にギャップがある。前期の本委員会の報告書でも述べたように、そのあたりを解決することが必要である。

後藤：実際、浪江のADR訴訟にかかわる人々は、学術会議の報告書などを読んだが、役に立たないと言っていた。しかし、学術会議には、学問的な立場に徹するという「しぼり」がある。当事者の声を聞け、ともいわれるが、誰が当事者かはなかなか難しい問題でもある。

（２）危機対応科学情報発信組織準備委員会の審議状況についての経過報告

杉田：「危機対応科学情報発信組織準備委員会」の現状について、私から簡単に報告する。その後、島菌委員から関連した問題提起（席上配布資料あり）があり、まとめて議論したい。

準備委員会では、第22期の課題別委員会である「科学者の自律的な科学情報の発信の在り方検討委員会」による「記録」を軸として、危機対応のための組織をつくる方向性が確認された。危機時の発信の仕方、そのための委員をどうリクルートするかについて、第一回で、課題として確認された。第二回においては、同委員会の委員から、動物感染症を例に報告があった。そこで問題として示されたのが、役所の委員会と、学術会議における対応する組織との課題の切り分けをどうするかという点である。「現場」は直接対応であるが、学術会議はより長期的な視座を示すべきである。その場合、そ

それぞれの「現場」と学術会議組織で、だいたい同等の専門家をおき、ペアとすることが望ましい。学術会議においては、かつて「現場」で現在は引退している人などがふさわしい、などである。

また、別の委員から、SPEEDI を例に、これまでの危機情報発信についての事例報告があった。SPEEDI については、放射性物質の放出総量がわからないことを理由に、情報を出さないという対応になった。今後も、役所としては SPEEDI のデータは出さない方向性のようなものである。こうした経緯をふまえ、学術会議においては、必ずしも確定的な情報でなくても、重要な情報は出して行くことがむしろ必要と言える。

第三回は、不確実でも事態収束に有益な情報である場合には、政府が出しにくいものについては、学術会議が出すことに意義があることが確認された。関連する学協会などとの連携をどうするか、も課題とされた。「危機」の範囲は、自然災害、産業災害、バイオ的災害に限り、いわゆる「軍事的安全保障」のような人為的・政策的なものについては対象としないこととした。また、具体的な人選についても議論しつつある。

後藤：自然災害はどこまでを危機的と見なすのか。

杉田：この委員会は危機対応だけでなく、平常時を重視している。

後藤：今までになかった危機が出てくると、対応せざるをえなくなり、限度がなくなるおそれがある。

杉田：そうした懸念とともに、逆に危機対応委員会の発信が無視される懸念もある。それを避けるには、対象も限定せざるをえないかもしれない。この委員会で、そうした点についてもぜひ検討していただきたい。特に、「不確定な情報を出すことは「風評被害」につながる」といった意見にどう対応するか。また、危機対応委員会からの情報は「意思の表出」ではなく、「参考情報」だとは整理しているが、受け止める側がどう受け止めるかの検討や、その際の責任問題などがある。

後藤：学術会議の提言が役に立った事例は。

杉田：インパクトがあったのは、「地層処分」である。

今田高：役所はこれを尊重すると言いながら、結局は無視している。しかし、たとえば各地で高レベル廃棄物についての対話型の集会をやっているのは、われわれの提言を実は採用しているが、そうは言っていない。

杉田：関連して、机上配布資料を元に、島菌委員から補足的な論点を。

島菌：先ほど山川委員が引用された昨年 9 月 1 日報告について、私を含む 6 名ほどが学術会議の幹事会に対して質問を出した。この報告は、子どもの甲状腺癌をはじめとする低線量被曝の健康調査について、過剰診断であるといった方向性で、消極的な意見を示している。この報告が、あたかも学術会議の統一見解であるかのように受け取られている。しかし、報告は提言に比べれば、より精度が低い文書である。このことを一般の人々は知らない。

また、内容にも問題があり、山川委員がご指摘のように、社会科学にもふれているが、そこで示されている見解は人文・社会科学分野において特殊なものである。「知らない権利」論も極端な議論である。こうした内容の質問書を幹事会に提出した。学術会議の社会への発信のあり方一般にかかわる難しい問題にかかわる。重要な問題については、多様な専門家を集めて審議しなければならないが、この報告については、その点で問題があったのではないか。今回の事例は、科学と社会のあり方を考えるためのよい事例である。

討論

杉田：個別的な問題と共に、今後の発信のあるべき姿を考えるために、ここで取り上げた。幹事会における対応の審議状況は。

佐藤：現在、審議中であり、その内容についてはここでは詳らかにはできない。今回のことをきっかけに、本委員会と共に、科学と社会委員会でも審議して行くことになる。学術会議が発信する時に、相互にいかなる齟齬もあってはならないのかどうか。他方で、個別的に発信して行くことも大切であり、両者の関係をどう考えて行くのか、審議中である。

杉田：今後、この委員会で議論して行く中で、必要があれば、科学と社会委員会と意見共有することとしたい。

佐藤：たとえば、査読のあり方を見直すといったことになれば、当然、そういうことになるだろう。

杉田：今回、発出の仕方一般という問題と、個別の事例という、二つの異なるレベルの問題をまとめて議論しているのが良いかはわからないが、私の頭の中ではつながっている。つまり、学術会議からの発出が、外からどう見えるかをもっと意識すべきではないかという点である。

先ほど、島菌委員からは、報告は提言よりレベルが低いとの話もあったが、危機対応の関係でわれわれが重視している文書は、いろいろな経緯で、報告でもなく「記録」となってしまったものであり、外形だけでは、いちがいに言えない。つまり、外に対して、提言だけを尊重してくださいとは言えない。一方では学術会議からの発信は、十分に吟味されてなされるべきであるが、他方で、現在検討中の危機対応としての参考情報などは、ある程度、即時的に出さざるを得ない。そのあたりの整理が必要では。

藤垣：島菌委員の問題提起と、危機対応委員会問題との共通点とは、科学者の間でも意見が分かれている問題をどう扱うかである。そうした問題については、意見の幅が伝わるようにしなければならないのに、問題となっている報告では、人選の偏りによって、幅が伝わらない形になった。それが欠陥ではないか。

島菌：その通りである。他の委員会も、もう少し人選を考えてつくられている。

佐藤：危機の時に情報を出すにあたっては、その情報の位置づけ、すなわち、今後どのような点について注意してくださいとか、そういったことを含めて発信することになるのか。

杉田：そうあるべきであろう。

佐藤：島菌委員の問題提起との関係では、危機対応の委員会は、自分たちの出した情報の事後的なレビューも課題とすべきではないか。

杉田：自分たちの出している情報の事後的なレビューもするということか。それは、委員会のもつ資源にもよるであろう。

佐藤：学術会議は多様な分野で構成されているので、偏っていない知見を出すことが重要だ。自分たちの出している情報について、偏りがないようにすることも、組織の課題とするのか。

杉田：今回の危機対応の組織での人文・社会系の委員の役割として、情報のレビュー、ということが考えられる。

島菌：危機対応の委員会ができることは重要な一歩だ。しかし、危機対応だけでなく、それ以外の学術会議の発信についても総合的にレビューし、考えていくことが必要だ。長期的な視座で、それを専門に行う委員会をつくってもいいのではないか。これは、前期の本委員会において提言したことでもある。

藤垣：「記録」作成の段階で、情報のレベルについてはかなり検討した。まず生のデータがあり、データの解釈があり、選択肢の決定、選択肢の提示があり、それに対応する専門家の意見分布がある。これらを全部出すのが誠実なやり方であろう、ということになった。

佐藤：その議論はどこに書いてあるのか。

今田正：第22期の課題別委員会である科学者の自律的な科学情報の発信の在り方検討委員会の議事録にある。

今田高：今回問題となっているようなテーマに関しては、今回のように分野別委員会の下の小規模な委員会などで扱うのではなく、課題別委員会のように、各部から委員を出し、バランスよく編成することが必要である。

小林：ただ、問題の委員会にも、人文系の人々も実は参加していた。形式要件は満たされていた。実質的にベストな人々が集まっているかとか、学界の意見分布が反映されているかは、なかなか確保するのは難しい。結局、形式要件だけは満たすが、バランスが悪いものが出てくる危険性が排除できない。

杉田：従来、幹事会は形式審査だけであったので、もう少し踏み込んで、これは分野別委員会であつたのではなく課題別委員会にすべきだとか、そういう提案をすべきではないか。これは幹事会の申し合わせレベルでできることである。

今田高：幹事会でもっと実質的に審査すべきであつたのでは。

佐藤：10月の新しい期の発足の時期は、多数の委員会が同時に立ち上がるので、精査は難しい。

後藤：たとえばジェンダー関係の委員会は、女性が多いなど、ある立場から見れば偏っていると見えるような構成になっていることが多い。それがいちがいに悪いとは言えない。そうした問題と、いま問題となっていることとはどのような関係にあるのか。

佐藤：分科会を設置する人々が、反省的に、仲間内だけでなく多様な委員を集めるように心がけることが必要である。

島菌：小さな分科会をつくること自体は否定できないとしても、そうした重要な問題については、より大きな分科会なりをつくることを提案する、といった現実的な対応が必要ではないか。

後藤：そのあたりは、前期において、整理を試みたのではなかったか。

杉田：9月1日報告を出した分科会と9月12日提言を出した分科会とでは、実は、一部はメンバーが重なっている。重複メンバーは、二つの文書で低線量被ばくにかかわる表現が異なることについて、意識していた可能性が高い。

佐藤：関連する分科会の間で、相互にどう共有していくかは、重要な課題である。

今田高：幹事会は、島菌委員らの問題提起には答えたのか。

佐藤：現在、審議中である。

杉田：本日出たさまざまな課題、とりわけ、先ほど藤垣委員が整理した、どのようにすれば、違憲分布を反映するような分科会を最初の段階でつくれるかといった点について、今後、この委員会において審議して行きたい。

本田：しかし、今回問題となっている報告についても査読は通っている。査読について、同じ分野の人によるピア・レビューを行うなど、見直すべきではないか。また、提言・報告などに加えて、学会会議としてお墨付きを与えない、そういう発信レベルを新設すべきではないか。

小林：9月1日報告の件も、不適切な内容であったと決まつけるべきではない。批判が寄せられている、という段階である。科学と社会委員会の副委員長として、査読のあり方について、現在議論しているところである。

今田正：危機対応委員会は、その下の「現場」の科学者のネットワークと結びつく形となる。「現場」でバランスがとれていなければ、機能しない。今回問題となっているような委員会と同列に議論すべきではない。危機対応委員会が出す情報は、つねに、意見分布を示すべきとされている。

杉田：しかし、たとえば放射線防護について、最終的にとりまとめる委員が、当該分野の意見分布をきちんと反映してくれるかが鍵となる。

今田正：委員会を下の組織とどのようにつなげるか、制度設計が重要である。

(文責 杉田敦)